

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1.業務名称 令和元年度 建委第2号(福) 宿毛市統合保育園新築工事設計業務委託

2.計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

(1)施設名称 宿毛市統合保育園

(2)敷地の場所 宿毛市小深浦、錦

(3)施設用途 保育園

平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第十一号 第1類とする。

3.適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用とする。

4.委託期間 契約日の翌日から令和3年1月8日までとする。

5.設計と条件

(1)敷地の条件

a.敷地の面積 9,100 m²

b.用途地域及び地区の指定 都市計画区域内、用途指定なし

(2)施設の条件

a.施設の延床面積 約2,400 m²

b.主要構造 提案による

c.耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕課)による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 II類

2) 建築非構造部材 A類

3) 建築設備 乙類

(3)建設の条件

a.予定工事費 1,100,000千円(税込み)

b.建設工期 令和3年1月～令和4年2月

(4)設計と条件の資料

設計と条件については、下記の資料による。

- | | |
|-------------|------|
| a.設計と条件 | 別添-1 |
| b.付近見取図 | 別添-2 |
| c.計画敷地図、求積図 | 別添-3 |

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」(平成20年3月31日付け国営整第176号(最終改定 平成31年3月29日付け国営整第200号))による。

1.設計業務の内容及び範囲

(1)一般業務の範囲

a.基本設計

- 建築(総合)基本設計に関する標準業務
- 建築(構造)基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

b.実施設計

- 建築(総合)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- 建築(構造)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- 電気設備実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- 機械設備(昇降機を含む)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)

(2)追加業務の内容及び範囲

- 積算業務 (工事費内訳書の作成を含む)
 - 建築積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積り検討資料の作成)
 - 電気設備積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積り検討資料の作成)
 - 機械設備積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積り検討資料の作成)
- 透視図の作成
 - ・透視図の写真撮影
- 模型製作
 - ・模型の写真撮影

- 確認申請(構造評定取得を含む)に関する資料の作成及び申請手続き業務

注意事項：敷地の造成公示が令和2年12月末の予定なので開発工事完了までに審査が完了するように確認申請を提出すること

- 大臣認定等に関する資料の作成及び申請手続き業務
- 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- 高知県ひとにやさしいまちづくり条例による届出書の作成及び申請手続き業務
 - ・防災計画評定又は防災性の評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- リサイクル計画書の作成
- 概略工事工程表の作成
 - ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書の作成
- 市民・議会・審議会への説明に必要な資料の作成(法令等に基づくものを除く。)

注意事項：各種申請に係る手数料等は別途とする

(3)その他業務

- a.地質調査業務 別添-4

2.業務の実施

(1)一般事項

- a.基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b.実施設計業務は、掲示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c.積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d.地質調査業務は、別添4に基づき行う。

(2)適用基準等

本業務の実施に当たっては、建築基準法その他の関係法令並びにその他これに基づく条例及び規則との規定によるほか、下記の基準等に準拠する。なお、各基準等の年版等については最新版のものとする。

a.共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準

- 公共建築工事積算基準等資料
- 営繕工事積算チェックマニュアル

b.建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料

c.建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
- 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)

d.設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引

e.設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)
- 公共建築工事見積標準書式(設備工事編)

(3)業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

- a.管理技術者、照査技術者届
- b.技術者経歴書(管理・照査)
- c.業務実施体制
- d.公共建築設計業務委託共通仕様書第3章3.2に定める設計方針
- e.プロポーザル方式により業務を受託した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(4)管理技術者等の資格要件

業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任技術者を適切に配置した体制とする

- 宿毛市統合保育園新築工事設計業務委託に関するプロポーザル実施要領による
 - 技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置し発注者の了解を得なければならない。
- ・下記による
 - a.管理技術者
 - 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。
 - ・建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士
 - ・建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
 - ・下記の実務経験(建築士法施行規則第10条に定める内容をいう。)を有すること
 - ・18年以上
 - ・13年以上
 - ・8年以上
 - ・5年以上

b.主任技術者

専門分野を担当する主任担当技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築
 - ・ 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- ・ 建築設備
 - ・ 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士

(5)貸与品等

本業務において、当市の貸与できる資料は以下のとおりである。ただし、貸与した資料は、本業務以外への使用又は転用をしてはならない。

- a.造成地周辺地質調査結果
- b.造成計画図

(6)打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a.業務着手時
- b.監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c.その他 ()

(7)その他、業務の履行に係る条件等

- a.指定部分の範囲 (概算工事費)
 - 指定部分の履行期限 (令和 2 年 4 月下旬)
- b.成果物の提出場所 (宿毛市都市建設課)
- c.成果物の取り扱いについて

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d.業務完了後の協力等

次について委託者の要請があった場合、受託者はこれに協力する。

- ①現場説明の実施
- ②質疑回答書の作成
- ③設計図書に疑義が生じた場合又は設計変更の必要が生じた場合
- ④会計検査等への立会

e.写真等の著作権の利用等について

受注者は写真等の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ①写真等は宿毛市の行う事務並びに宿毛市が認めた公的機関の広報に無償で使

用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

②次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

1) 写真等を公表すること。

2) 写真等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

f.本特記仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、業務を遂行するものとする。

成果物等	部数	製本形態	摘要
e.その他資料 ◎透視図 ・模型 ◎リサイクル計画書 ◎各種技術資料 ◎各記録書	一式 一式 各1部 各1部 各1部	A4ファイル A4ファイル A4ファイル	外観、内観主要部

- (注) : 建築(構造)の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。
- : 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。
- : 建築(総合)設計図は、適宜、追加してもよい。
- : 成果物は、監督職員の指示により、製本とする。
- : 電子データについても、CD-ROM等に収め、併せて提出すること。
- : 電子データの提出は、CADファイル及びPDFファイルとする。
- CADデータの形式は、原則「jww」とする。なお、他の形式からjww形式に変換した場合は、元データと比較し文字や線種、縮尺等に誤りがないことを確認すること。
- : 電子データは最新のウイルスチェックを行うこと。

成果物等	部数	製本形態	摘要
e.建築積算			
○建築工事積算数量算出書	各 1 部	A4 ファイル	
○建築工事積算数量調書	各 1 部	A4 ファイル	
○数量内訳書(金入り)	各 1 部	A4 ファイル	
○数量内訳書(金抜き)	各 1 部	A4 ファイル	
○単価決定表	各 1 部	A4 ファイル	
○見積書等関係資料	各 1 部	A4 ファイル	
f.電気設備積算			
○電気設備工事積算数量算出書	各 1 部	A4 ファイル	
○電気設備工事積算数量調書	各 1 部	A4 ファイル	
○数量内訳書(金入り)	各 1 部	A4 ファイル	
○数量内訳書(金抜き)	各 1 部	A4 ファイル	
○単価決定表	各 1 部	A4 ファイル	
○見積書等関係資料	各 1 部	A4 ファイル	
g.機械設備積算			
○機械設備工事積算数量算出書	各 1 部	A4 ファイル	
○機械設備工事積算数量調書	各 1 部	A4 ファイル	
○数量内訳書(金入り)	各 1 部	A4 ファイル	
○数量内訳書(金抜き)	各 1 部	A4 ファイル	
○単価決定表	各 1 部	A4 ファイル	
○見積書等関係資料	各 1 部	A4 ファイル	

成果物等	部数	製本形態	摘要
h.その他 ◎透視図 ・透視図の写真 ◎模型 ・模型の写真 ・防災計画書 ◎建築物エネルギー消費性能確保計画 ◎建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画 ◎省エネルギー関係計算書 ◎リサイクル計画書 ◎概略工事工程表 ・建築物総合環境性能評価システム (CASBEE)	一式 一式 各 2 部 各 2 部 各 2 部 各 2 部 各 1 部	 A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル	外観、内観主要部
i.資料 ◎各種技術資料 ◎構造計算データ ◎各記録書	各 1 部 各 1 部 各 1 部	A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル	

- (注) : 建築(構造)の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に入れることができる。
- : 設計図は、適宜、追加してもよい。
 - : 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。
 - : 電子データについても、CD-ROM 等に収め、併せて提出すること。
 - : 電子データの提出は、CAD ファイル及び PDF ファイルとする。
 - CAD データの形式は、原則「jww」とする。なお、他の形式から jww 形式に変換した場合は、元データと比較し文字や線種、縮尺等に誤りがないことを確認すること。
 - : 電子データは最新のウイルスチェックを行うこと。